

# NECTA NEWS

発行日：令和7年1月16日

■編集  
一般社団法人 自然環境共生技術協会 東京都中央区日本橋 3-11-2  
広報委員会 レコルテ85ビル 4F  
■発行  
一般社団法人 自然環境共生技術協会 事務局  
〒104-0013  
TEL: 03-6280-3722  
FAX: 03-6280-3723  
E-mail: necta@necta.jp  
URL: https://www.necta.jp

## contents...

1. <巻頭言>NECTA 副会長 黒崎靖介氏
2. <令和6年度特別講演会報告>
3. <令和6年度第1回技術セミナー報告>
4. <令和6年度野外セミナー活動報告>
5. <NECTA最近の動き>
6. <協会活動報告> (令和6年10月1日~12月31日)
7. <お知らせ・イベント情報>
8. <会員からのお知らせコーナー>

一般社団法人 自然環境共生技術協会

Natural Environment Coexistence Technology Association

・ニュースレター 第83号・

## 1. 巻頭言

一般社団法人自然環境共生技術協会 副会長  
日本工営株式会社 代表取締役専務執行役員  
公益社団法人日本技術士会 会長  
黒崎 靖介

新年明けましておめでとうございます。令和6年9月に副会長に就任しました、日本工営株式会社の黒崎靖介です。

まずは、会員各社・関係者の皆様の日頃からのご支援とご協力に心より感謝申し上げます。

昨年は自然環境共生や生物多様性に関する情勢が大きく前進した年でありました。環境行政では、3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定され、4月には「生物多様性地域連携促進法」を発展させた「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が成立し、2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を達成するための政策が大きく進展しました。また、企業やNPOにおいては自然共生サイトの認証が進み、金融セクターではESG投資（環境・社会・ガバナンスを考慮した投資）の導入とTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の情報開示を通じた企業価値向上の取組みが増加しています。消費者・一般市民においても、生物多様性に配慮した製品・サービスを優先的に購入したいという意識・行動の変化がみられるなど、これまでの公共が主体であった自然環境・生物多様性の取組みが、社会全体に浸透してきたと言えます。



一方で、昨年1月に発生した能登半島地震や9月に発生した能登豪雨からの復旧・復興は現在もまだまだ道半ばであり、今後は被災した自然公園等施設の早期復旧や自然を活用した災害復興を進めていく必要があります。

さらに、世界に目を向ければ気候変動に伴う自然環境変化への対応が急務であることに加え、拡大する紛争による自然環境や生物多様性への影響も大きな懸念材料ですが、現状ではその情報すら得られない状態です。

このように自然環境共生技術を取り巻く社会環境は大きな変革期に差し掛かっています。令和7年は、ネイチャーポジティブの実現と30by30目標の達成に向けて、生物多様性や自然資本の重要性がますます高まっていくものと思われまます。

折しも、NECTAは設立から20年となります。令和7年5月には、NECTA20周年記念事業として「ネイチャーポジティブに向けて自然環境共生技術が果たす役割」をテーマとして「自然環境共生技術協会20周年記念シンポジウム」を開催します。また、初夏には第8回となる自然環境共生技術研究会CoNECT2025を開催する予定です。

その他、自主研究活動・受託調査活動、特別講演会、野外セミナー、技術セミナー、技術士第二次試験受験講習会、環境省との意見交換会等の開催を行い、自然環境共生のための技術的支援を行政機関はじめ民間団体等に提供していくとともに、それにかかる対外的発信をWEB、広報誌及び各種イベント等を通じて行っていくことで、自然環境共生型社会の形成に貢献していきます。

私自身につきましても、これまでの経験を活かし、協会の発展に微力ながら貢献できればと考えております。皆様と共に、自然と共生する社会の実現に向けて活動していけることを大変嬉しく思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2. 令和6年度特別講演会報告

1. 開催日：令和6年9月18日（水）
2. 開催方法：ハイブリッド方式  
（実会場）TKP 新橋カンファレンスセンター  
（オンライン）ZOOM
3. 演題：自然環境行政の最新動向について
4. 講師：番匠 克二 氏  
（環境省自然環境局自然環境計画課長）



### 5. 講演会概要

#### 1) 生物多様性保全の取り組み

昆明・モンテリオール生物多様性枠組を受けて、わが国では生物多様性国家戦略2023-2030を閣議決定しています。新たな世界目標ができた後、世界に先駆けて国家戦略を策定したことで世界の場においても評価をいただいています。この戦略は2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指して作成しています。ポイントは生物多様性の損失といわゆる気候変動を統合的に対応すること、そのためには社会の変革が必要であること、さらには30by30目標の達成を含めた取り組みで、健全な生態系を確保し、自然の恵みを回復していくことが大事であること、また自然資本を守り生かす社会経済活動、特に企業活動を中心とした経済活動が大事であることです。

#### ① 30 by 30

30by30目標は、陸と海の30%以上を保全するという目標です。日本は現状、陸域が約20%、海域が約13%と30%には少し遠い数字となっています。そのための二つの主要施策として国立公園等の保護地域の拡充さらにはOECMいわゆる民間などが守っている地域も含めた保護保全地域の設定をしていこうと考えています。国立公園は最近では、日高山脈襟裳十勝国立公園の指定があり保護地域の広がりを見せています。さらに自然共生サイトの指定によるOECMの設定で少しずつ増やしています。

#### ② 自然共生サイト

環境省では、民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定しています。令和5年度から行ってありますが、同年度には前期、後期と1回ずつ行い184ヶ所を認定しました。現在令和6年度前期では約60ヶ所が自然共生サイトに追加される予定です。自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた形で国際データベースに登録してOECMとします。この自然共生サイト等の取り組みをさらに促進するために地域生物多様性増進法が成立しています。来年（令和7年）度から施行ということで現在準備をしており、このような法制度に基づく形にすることで、さらに取り組みが進むことを期待しています。また、この活動を促進するためにインセンティブが必要と考えています。ひとつは支援証明書です。また専門家とのマッチングや派遣、補助金・交付金の検討や税制など多方面からインセンティブを検討しています。支援証明書ではTNFD等への対応に活用できるような設計を検討しています。支援証明書ですが、内容としてはそれぞれの企業活動の本業との関係や、この生物多様性枠組みのターゲットとの関係など、そこまでのストーリーをしっかりと証明をする制度になります。TNFDの中で単なるCSRではなく、生物多様性の影響を軽減していることが証明できるような設計にするため現在検討を進めており、今月からこの支援証明書制度を試行しています。今年度試行事業として、応募していただいた企業の方たちとしっかりと制度を形作り、来年度から本格的にこの支援証明書の制度を進めていこうと考えています。

自然共生サイトとして、森林、都市の緑地、里地里山などのタイプがあります。都市の緑地や里地里山のタイプを海外の方に見ただくと様々な反応があります。我々は日本型OECMという言葉を使い、上記のような場所にもOECMとしての価値があることを示していますが、欧米などを中心とした海外の方には必ずしも価値観が合うものではないところが課題点となっています。実際、バンコクでのアジアの国が集まる会議にて、自然共生サイトの話題が出た際にアジアの国々では一定程度一緒にやろうというような反応もあります。そういった国際的な仲間作りなどもしながら、日本の自然共生サイトの理解を得ていくというのも大事ではないかと思えます。

海・沿岸域についてはまだまだ事例が少ないというのが実際のところ。藻場や海岸

沿いが認定例としてありますが、先ほど示したとおり海の保護地域というのはまだ約13%で30%には程遠く、OCEMだけでは届かない現状です。今後OCEMの取り組みとして海の方に一層乗り出していかなければいけない状況です。

### ③ 生物多様性の回復・創出

自然共生サイトの制度は、既に生物多様性が豊かな場所を対象としています。一方でネイチャーポジティブの実現をみたときに、劣化した生態系の回復・創出を図っていくことも大事です。これまでの自然共生サイトをいわゆる維持タイプとすると、豊かだから維持するというタイプだけではなく、今は豊かではないけれども、回復・創出していくこともやっていかなければなりません。今回法律に基づく地域生物多様性増進活動という中で、回復・創出を含めて考えようとしています。つまり今は生物多様性の豊かな場所が自然共生サイトという形になりますが、来年から法律が施行されると回復型、創出型のものも枠組みに入りますので、さらにこの自然共生サイトの枠が広がることとなります。

### ④ 生物多様性枠組み実現日本会議（J-GBF）

取り組みを前に進めるために国連生物多様性の10年日本委員会があり、2030年までの目標を実現する組織として「生物多様性枠組み実現日本会議（J-GBF）」が作られています。会長は経団連の戸倉会長が務めています。J-GBFには、様々な団体に入っています。関係団体には経済界が多く、経団連経済同友会商工会議所、またJAや森林組合などにも入っています。さらに保全普及啓発団体ということでIUCN-Jや自然公園財団、自然保護協会などこれまでも環境省とよくお付き合いがあった団体にも入っています。経済界と保全団体が完全に一対一のような形で、揃って活動する状態が非常に重要と感じております。我々は以前、保全団体とはよくお付き合いしていましたが、保全団体と話している際に経済界と一緒に話に入ってくることはありませんでした。会議を行うと保全団体の人が意見を述べ、経済界の代表が意見を返すという状況です。それを観たときに時代はだいぶ変わったと感じました。

### ⑤ TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）

TCFDいわゆる気候関連、CO2関連の財務情報の開示が進んでいる中で、次はTNFDが出てくるのがもう明確になっています。そのような経緯もあり関係企業の方々が準備という面もあり、関心が高くなっています。特にEUが早

く、実際取り組みでもEUが少し先行しています。既に23年施行のCSRD（企業サステナビリティ報告指令）が始まっており、域外企業への適用はまだ先となっていますが、EU内にて域外売上高や子会社、支店があるところは義務がかけ始めています。義務がかかることが決まっているため、施行年に向かって準備をしていかなければならないところが非常に大きいと思っています。特に日本には、EUにも支店を持っているような国際企業が非常に多いため、そういった面でもこのような動きの影響は非常に大きく受けると思っています。TNFDに手を挙げた会社は2024年8月現在世界で423社ですが、その中で日本の企業が113社と圧倒的に多い状況になっています。日本のいわゆる製造業などの会社が多く参加しています。このような活動に最初から入っていくことで企業活動として不利にならないよう、出遅れないようにと、非常に意識高く取り組んでいただいています。経団連の方とお付き合いをしても非常に生物多様性において意識が高く、進んでいるという状況にあります。

## 2) 自然環境局の他課の政策

### ① 国立公園

国立公園満喫プロジェクトについては、国立公園を訪れる人については来日者の消費額が23%高く、満足度の向上、滞在日数の延長などの効果が表れています。十和田八幡平で滞在体験の魅力向上に取り組む「先端モデル事業」を展開しています。宿泊施設は国立公園に滞在し、国立公園を楽しもうという人にとって、キーポイントとなる場所です。国立公園ならではの感動体験を提供できるような宿泊施設と連携をしていこうと進めています。現在ガイドラインを示し、その後の連携方策の試行に向けた公募などもしていこうと進めていますので、また注目をいただければと思います。

### ② 野生生物

野生生物については、希少種保全対策として国内希少野生動植物種を現在448種指定しています。鳥獣管理は、ニホンジカ、イノシシ、クマの管理に取り組んでいます。イノシシは豚熱の影響もあり半減しましたが、ニホンジカの影響がまだまだ大きくあります。地方の現場に赴いた際、影響の大きさを感じる方も多いと思います。また、クマが令和5年度非常に問題になりました。人身被害の件数が令和5年度は史上最高になっています。こうした事



例を受けてクマ類の被害防止に向けた対策方針を取りまとめました。人とクマの棲み分けを図る必要があると考え、クマ類を4月に指定管理鳥獣に指定しました。また関係省庁と連携して取り組むということでパッケージを公表しています。今後鳥獣保護管理法の改正も考えており、クマ類に対する対策を進めているところです。

### ③ 外来種対策

注目度の高い外来種にマングース、ヒアリ、ツマアカスズメバチ、スパルティナがあります。既にご存知だと思いますが、9月3日に奄美大島にてマングースの根絶宣言に至ることができました。こうした取り組みなども活用しつつ、外来種の対策をさらに広めていく必要があると考えています。

### ④ その他の自然環境局の施策

令和7年の重点施策を説明しましたが、それ以外にも幅広い政策があります。私が最近行っているものでかなりのウエイトを占めているのは、南極の問題や、公海深海底の生物多様性の話と、様々なテーマが自然環境局にありますので、幅広く興味を持って見ていただければと思います。

参考：令和7年度環境省重点施策集（令和6年8月）  
[https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page\\_00002.html](https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page_00002.html)

（事業委員長 河野 勝）

## 3. 令和6年度第1回技術セミナー報告

1. 開催日：令和6年12月4日（水）
2. 開催方法：オンライン配信（ZOOM）
3. テーマ：自然共生サイト
4. 講師
  - (1) 企業のネイチャーポジティブ経営に向けた自然共生サイトの活用可能性  
 パシフィックコンサルタンツ株式会社 中川考介氏
  - (2) 生物多様性評価に関わるモニタリング技術と自然共生サイトへの応用について  
 サンリット・シードリングス株式会社 代表取締役（CEO） 石川奏太氏

### 5. セミナー開催の趣旨

環境省は2023年4月から、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定している。

この制度では、企業の森や里地里山、都市の緑地など、多様な地域での生物多様性保全活動を支援することを目的とし、今後OECMとして国際データベースに登録される予定である。

自然共生サイトの認定には、生物多様性の評価やデータの収集と管理、技術的な基準の設定、持続可能な管理、地域住民との協力、資金調達などの技術的な課題がある。

第1回技術セミナーでは、自然共生サイトの認定に関わったコンサルタント担当者から、認定に関わる具体的なプロセスや課題について、また、自然共生サイトの認定のエビデンスとして注目される「環境モニタリング技術」に関し、生物多様性の評価やデータ収集に関わるベンチャー企業の代表者から最新の事例を紹介していただいた。

### 6. セミナーの概要

#### 1) 企業のネイチャーポジティブ経営に向けた自然共生サイトの活用可能性

##### ① 自然共生サイト制度の概要

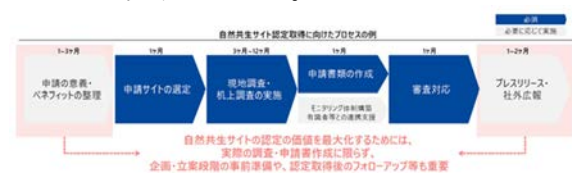
ネイチャーポジティブの達成に向け、環境省が民間企業等の保有する生物多様性に貢献する土地を認証する「自然共生サイト制度」の運用が開始されており、企業の森・ビ



オトープ・自然観察の森・里地里山など企業・団体・個人・自治体による様々な取組の区域が認定されている。認定区域は、保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録される。自然共生サイトは、30by30の実現に向けた主要施策であり、保全だけではなく生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻し、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながる場として注目されている。

##### ② 実際の支援ケースから得られた示唆

自然共生サイトの認定に向けた一般的なプロセスは以下のとおり。



企業において自然共生サイトの認定の価値を最大化するためには、昨今の生物多様性やネイチャーポジティブ等の潮流を踏まえ、経営層等が自然共生サイトの申請の意義や目的を適切に理解し、社内の合意形成を促進させる必要がある。また、自然再生サイト認定を適切にPR・訴求するための企画立案や広報コンテンツの作成なども重要であり、調査・申

請書作成に限らず、企画・立案段階の事前準備や認定取得後のフォローアップ等も、認定の価値を高めるためには重要である。

また、申請にあたっては「生物多様性の価値」を把握するために現地調査を企業担当者とともに実施することで、自然生態系の視点から自社の土地の新たな価値・重要性を新たに認識することもある。環境調査では、植物相・植生による植物、スポットセンサス・観察による鳥類や環境DNA調査による魚類等動物の項目について行い、重要種の生育・生息状況を確認するケースが多い。

企業が自然共生サイトの申請を進める動機の一つとして、企業方針に伴うトップダウン・生物多様性に関する戦略的な取組、コストセンターであった自社所有地への生物多様性の観点から新たな価値への期待がある。

一方で、全国各地に広大な自社保有地を所有する企業では、それらの土地の中から、申請を進めるサイトの優先順位の評価も必要となる。このような企業では、現地調査の前段階において、オープンデータによる机上解析やヒアリングにより、ポテンシャルを評価するためのプロセスを確立し、優先順位の検討も行っている。

多くの企業では、モニタリングのコストや申請後のインセンティブ等についての関係者の理解を得にくいことを課題として挙げている。自然共生サイト認定後においても、継続的な取組にしていくため、共生サイト申請の意義・目的を踏まえ、広域的かつ簡易的なポテンシャル評価の方法論の確立、持続可能なモニタリングに向けた体制や技術の進展、その土地を保有し認定することによる分かりやすい経済的インセンティブについての制度が期待される。

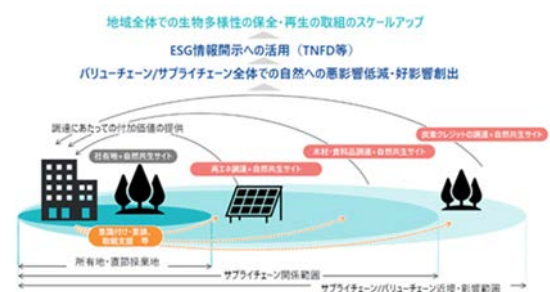
### ③ さらなる展開に向けて

自然共生サイトは、現時点では自社所有地での取組が中心であるが、今後は同制度をバリューチェーンエンゲージメント（自社の関係する取引先等に対して、環境負荷の低減を要請・牽引するための協働的な取組）の一手段として捉えることで、自社所有地に限らず地域全体の生物多様性の保全・再生への貢献策としても活用可能であると考えられる。



脱炭素分野では既に取組の主要分野が自社内から社外へ移行しつつあり、この流れは自然環境分野にも求められていくと考えられる。加えて、生物多様性の保全の価値を価値化・取引可能なもの（生物多様性クレジット）とすることで、地域や世界の生物多様性の保全や再生へのポジティブな資金フローを作ることについても注目が集まっている。

欧州・北米では、再エネ調達時における生物多様性への配慮・貢献策として、自然共生型再エネの概念提示や関連する認証制度の運用が見られる。エネルギーや農作物等の需要側企業がそれらの調達先、あるいは周辺地域における自然共生サイト取得を進めることで、バリューチェーン・サプライチェーン全体での生物多様性の保全・再生への貢献が期待される。



## 2) 生物多様性評価に関わるモニタリング技術と自然共生サイトへの応用について

生物多様性保全の現状として、2023年度 of 自然再生共生サイト認定実績が計184カ所・8.5haあり、個所数では100以上あるものの面積としては目標の2.2%に留まっている。



既に保全が進んでいる敷地の認定だけでは目標達成は不可能であり、今後は人口減少等により管理放棄された里地里山等の再生によるOECM認定、劣化した生態系の再生と持続的な保全活動が鍵を握っている。

OECMの認定基準として生物多様性の価値に関する9つの基準があり、実際に登録されているサイトの価値別で偏りはあるが、「里地里山といった二次的な自然環境」「生態系サービスの場」「希少な動植物種が生息生育している場」などが今後も重視されると考える。

モニタリングは、「場」「種」「機能（生態系サービス）」のそれぞれの価値のつながりに注目して計画することが本質的に重要である。

例えば「種」の場合、希少種が生息生育し



ている場だけではなく、多様な在来種が定着できる環境を保全することが大事であり、「場」として「生息適地」をどのように可視化し、継続してモニタリングできるかが重要である。また、広大な範囲を対象とした生物調査の結果において、「生き物が見つからなかったこと」が、「生息しない」というわけではないが、「種」を過小評価してしまうリスクがある。水源涵養機能・生息地としての機能など生態系サービスの項目を、具体的に定量評価していく手法まで一般化されていない。広域的かつ長期的かつ定期的にモニタリングコストを抑えられ技術の確立が期待される。

そこで、自社開発した生態系データ化技術では、例えば1つの植物種の情報から、土壌・水のサンプルをもとに独自のデータベース・環境DNA分析により、その花に集まる生物（訪花者）・葉を食べる生物（植食性昆虫）・地下の共生微生物を複合的に分析・可視化し、生物の相互関係から生まれる生態系サービスを評価している。

生態系ネットワーク解析技術として、生態系の繋がりをネットワークで可視化し、土壌・水中微生物と動植物との共生関係を人為的に再構築する理論と手法について分析している。「場」の分析としてGISを用い、土壌硬度や透水性などの物理的評価・植生指標などから生態系の劣化度を判断するなど、俯瞰的に可視化し、複数の分析・モニタリング技術によって、NCP（自然の寄与）の各項目に数値的な価値を加えることを目指している。企業にとっても、生態系について数値化することは企業価値をあげていくことに寄与する。

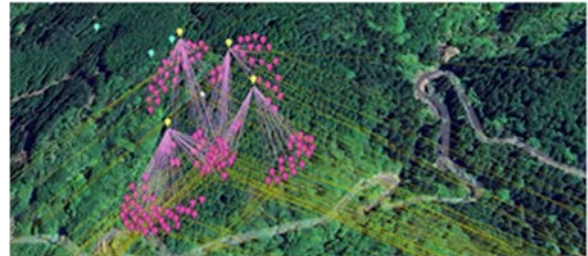
#### ① 岡山県西栗倉村：

岡山県西栗倉村においては、百年の森林構想として村内92%を占める森林を資産と捉え森林管理をしていく地方創生の事例で、現在のスギヒノキ単相林に近い人工林の村有林を対象に、樹種・土壌調査・検体採取を実施し、植物と共生する土壌微生物（真菌類）のデータおよび地理情報の解析から見えない森林生態系ネットワークを可視化した。

農業において森林の資源として微生物を稲の苗づくりに利用し、収量が増加することを実証している。生物多様性が生産性の向上に繋がり、森林を大切にするというモチベーションになり、木材バイオマス以外にも生物多様性資本の一つになると考える。

独自分析ツールを用い、森林における生物多様性の俯瞰として、生物多様性調査・環境DNA分析を通し、植物・土壌微生物・植物を利

用する動物・昆虫類をGIS上に示した。これらの各地点を線でつなげ、土壌の連続性を示し、チョウなどの動物の生息地を線でつなげコリドーとして、エコロジカルネットワークが森林の中でどう繋がっているのかを可視化している。そして、多様な動植物が生息生育する原生林について、同じ土壌がある人工林の場合、土壌微生物の分布を元に、次にどのような植物を植えるべきか、生物多様性の観点から森林造成の具体的なシミュレーションが可能になると考える。



森林地のゾーニングを考えるにあたり、一部ではカーボンクレジットや治山・防災のための森林地、一部ではOECMに登録する森林地を造成するなど、地図上でのシミュレーションが可能となる。

また、保全地における効果測定として、植物と訪花生物の相互関係ネットワークをデータ化し、どの樹木を植栽することで定着、増加が期待される生き物の可視化が可能である。地上部に蓄積された炭素量の推定値・土壌に蓄積されている炭素量の推定値を入れて可視化し、カーボンクレジットの信頼性を高めるツールなどに活用できる。

#### ② 名古屋市：

名古屋市では、宅地開発で損失する湿地帯・ビオトープをどこにつくるべきか検討をするにあたり、豊かなビオトープの基準・指標、プロセスの可視化・形式化が必要であった。ポテンシャルマップ作成・環境DNA分析・ビオトープ作成を行い、主分布のポテンシャルの可視化、隠れた生息適地の発掘、高ポテンシャル地点の絞り込み、一坪ビオトープの実践など、ビオトープづくりへ寄与した。



湿地帯に限らず、生物多様性に配慮した商業施設・宅地・工場等の開発、グリーンイン

フラ事業の促進に向けた土地改良・高速緑化技術、緑化形成・干潟における水環境改善支援など、自治体・企業・市民レベルなど様々なニーズへ適用し、プラットフォームとして活用可能な技術である。

### ③ 堺市：

堺市における実証事業では、地域の保全活動（ランドケア）に対する持続的・継続的なインセンティブの創出を行った。保全・啓発に対する持続的な予算確保が難しく、周辺企業の投資意欲を誘引する働きかけが難しい中、大企業だけでなく、地域の中小企業においても、自然資本や生物多様性に配慮した事業を行うために、ランドケアに対する科学的根拠・経済的評価に基づく評価が必要であった。

そこで堺市の南部丘陵の生物多様性が持つ価値を可視化し、堺の緑活における自然資本および生態系サービスへの正のインパクト評価を保険・金融関係に提供した。これらの評価結果が、地域における保全活動に企業からの投資を呼び込むための保険の組成やグリーンコンサルティングサービスの検討、そしてOCCEM認定へと繋がることを期待している。

### 3) 総合討議・意見交換

当日、視聴いただいた方から多くの質問が寄せられた。活発な質疑応答・意見交換がなされた。

(西武造園株式会社 尾関 雄一郎)

## 4. 令和6年度野外セミナー活動報告

1. 開催日：令和6年11月20日（水）
2. 参加者：10名
3. 場所：なごや東山の森および名古屋市東山動植物園
4. 造園 CPD：3.5 単位



集合写真（ふれあいの森 里山の家にて）

### 5. 解説者：房村 拓矢 氏

(名古屋市環境局環境企画課)

### 6. 実施概要

#### ■なごや東山の森

名古屋市東部の丘陵地に位置する「なごや東山の森」は、南北に連なる樹林地の中に水辺や湿地が点在し、多様な動植物が生息・生育している約400haのエリアとなっている。

そのうち、隣接する都市公園である平和公園と東山公園の一部で構成される約285haが、令和6年2月に自然共生サイトに認定された。

都市部近郊における里地里山である「なごや東山の森」では、市民・企業・行政の協働により維持管理や環境教育の場として継続的に保全や活用が進められている。

#### ■生物多様性に関する名古屋市における取り組み

名古屋市では、生物多様性に向けて、「なごや東山の森」の自然共生サイトへの登録の他にも様々な取り組みを進めている。

具体的には、「生物多様なごや戦略実行計画2030」の策定や、なごやネイチャーポジティブシンボルマーク/ロゴマーク、市民向けリーフレットの作成のほか、市民や民間の事業者、団体を巻き込むしかけづくりなどに取り組んでいる。

### 7. 実施行程と内容

名古屋市営地下鉄東山公園駅に10:00に集合し、「なごや東山の森」を構成する「ふれあいの森 里山の家」を訪問した。



ふれあいの森（東山スカイタワーから望む）

#### ■ふれあいの森 里山の家

里山の家において、名古屋市環境局環境企画課 房村氏より、「なごや東山の森」の自然共生サイトへの申請・認定に関する背景や経緯、苦労した点などについての説明を受けた。





自然共生サイトへの申請等に関する説明（里山の家）

房村氏から説明を受けた主なポイントは、以下のとおりである。

### ●申請に至った経緯

- 2010年に名古屋市においてCOP10が開催されたことが、生物多様性に対する機運が高まる一つのきっかけとなった。
- その後の生物多様性に関する動きを受けて、全国199自治体が加盟する「生物多様性自治体ネットワーク」が作られ、名古屋市が代表を務めている。
- 名古屋市では、「なごやネイチャーポジティブ宣言」に合わせて「生物多様なごや戦略実行計画2030」を令和5年10月に策定・公表してきた。
- これらの流れを受けて、令和5年から「なごや東山の森」の自然共生サイトの認定に向けて、関係者等との調整や協議を進め、令和6年2月に自然共生サイトに認定された。

### ●自然共生サイトへの申請

- 自然共生サイトに認定された「なごや東山の森」は、名古屋市が所有する都市公園が多くを占めているが、一部は名古屋高速道路公社有地や国有地が含まれている。
- 生物多様性の観点から、申請する範囲や含まれるもしくは除外する施設や設備を環境省との協議によって決定した。また、土地の保全継続に係る担保性も重要であることから、民有地の多いエリアを除外するなどの調整を行った。
- 当該地域は都市部に位置することが大きな特徴であり、様々な種の生息・生育だけでなく、健康や教育、癒やしなどのWell-Beingにつながる生態系サービスを提供しているエリアであることを申請時には記載

にした。

- 当該地域は、過去から行政と連携しながら様々な市民団体等が積極的にモニタリングや保全活動等を実施しているエリアであったことが、申請時の根拠資料及びアピールポイントとなった。
- 認定に際して、「広大な地域でモニタリング、管理、外来種駆除が行われており、生物多様性保全への貢献が大きい。」「市民と行政の協働による取り組みとして大変優れており、自然共生サイトの優良事例として他の自治体等への波及効果は高い。」との評価を委員から得ている。
- 自然共生サイトは5年以内に申請の更新申請が必要となっているが、当該地域では、市民団体等によるモニタリングや保全活動が充実していることから、それらの活動内容をもとに更新申請を行うことを予定している。

### ●申請時の苦労や認定による効果

- 自然共生サイトへの申請にあたっては、申請区域を明確にすることに一番苦労した。
- 申請区域を決めるためには動植物に関する既存データの収集が必要になるが、保全団体等への情報提供の依頼、アンケート等によって対応した。
- 土地の所有者に関する情報の収集・整理も、地道な調査・確認作業が必要となった。
- 以上のような苦労もあったが、認定されたことで市民に対する生物多様性に関する取り組みをPRする様々な機会を得ることができた。
- また、申請等を通じて当該地区で活動している保全団体等と行政との関係が強化されたとともに、保全団体等にとっては認定されたことが活動等に対するモチベーション向上につながったと聞いている。
- さらに、当該地域における活動に関する民間企業などからの問い合わせが行政に届くようになり、保全団体への加入者数も増加してきている。

### ●名古屋市におけるその他の取り組み

- 名古屋市では、生物多様性に向けて様々な取り組みを進めている。
- 政令市としては初となる「なごやネイチャーポジティブ宣言」に合わせて「生物多様なごや戦略実行計画2030」を令和5年10月に策定・公表している。また、機運醸成のため市民からの公募と投票によってなご



やネイチャーポジティブシンボルマーク/ロゴマークを作成している。

- ▶ 生物多様性やネイチャーポジティブの内容をわかりやすく説明するための市民向けリーフレットを作成している。
- ▶ 「なごやいきものクエスト」としてスマホで動植物の情報を市民から集めたところ、令和6年度は速報値で1,761人が参加して25,314件の投稿があり、盛り上がりを見せている。
- ▶ 「生物多様性重要エリアマップ」を作成し開発事業者が活用しやすい情報を公開している。
- ▶ 作成したガイドラインに沿って、都心部を中心とする市街地において生物多様性に配慮した緑化を進めることで、チョウや野鳥等呼び戻すとともに、生物多様性の大切さを伝える取り組みとして「都心の生きもの復活事業」を進めている。
- ▶ 「なごやネイチャーポジティブパートナー制度」において、ネイチャーポジティブを目指す事業者や団体を認定している。

里山の家での説明等の後、「ふれあいの森」の散策路沿いを歩き、生物多様性に向けた様々な取り組みの実施状況などを見学した。



ふれあいの森での取り組み内容の見学

## ■星が丘テラスにおける取り組み

### ●星が丘テラス

名古屋市営地下鉄星ヶ丘駅に隣接した複合型の商業施設である。

施設全体は緩やかな傾斜地に道路を挟んだ形で建物が配置され、多くの店舗で構成されている。

### ●生物多様性に配慮した緑化

星が丘テラスでは、名古屋市が進める「都心の生きもの復活事業」の一環として、生物多様性に配慮した緑化が行われている。



生物多様性に配慮した緑化

## ■名古屋市東山動植物園

「なごや東山の森」を構成する名古屋市東山動植物園を見学し、高さ地上134mの東山スカイタワーから「なごや東山の森」の全景を確認した。

また、植物園では、令和3年4月にリニューアルオープンした国指定重要文化財の「温室」も見学した。



国指定重要文化財の「温室」

## 8. 所感

「なごや東山の森」が自然共生サイトに認定されたポイントは、多くの市民団体等による充実した活動があったことが大きいとの説明を受けた。

しかし、行政がそれらの活動等を積極的にバックアップしており、全国における今後の生物多様性の保全・向上に向けた仕組みづくりの大きなヒントになったのではないかと感じた。

(中央復建コンサルタンツ株式会社 山内寛)

## 5. NECTA最近の動き

○法人設立20周年を迎えた当協会の新年度(令和6年度)の各事業が本格的に始動し、野外セミナー、2回の技術セミナーが開催されました。地域の生物多様性の維持、回復、創出を促進するための新法である地域生物多様性増進法の制定を受け、関連する施策が加速する中で、野外セミナーでは、今年自然共生サイトに認定をされたばかりの「なごや東山の森」の視察を行いました。また、技術セミナーでは、「自然共生サイト」や「ネイチャーポジティブ経済」といった今注目を集めるテーマで開催しましたが、各回とも多数の参加をいただきました。このように、GBFの2050年のビジョン「自然と共生する世界」達成に向けて施策が急速に動き出そうとしている中で、

法人設立20周年の節目を迎えた当協会がより一層の貢献ができるよう、取り組んでいきたいと考えています。

○かねてより準備をしてきました、NECTA事務所の八丁堀から人形町への移転作業を終えて、昨年11月18日から新事務所での業務を開始しました。

新事務所は、人形町駅（日比谷線・都営浅草線）あるいは水天宮前駅（半蔵門線）からも近い、至便の場所にあります。また、新オフィスは、とても明るい雰囲気、また使い勝手の良いスペースとなりました。各種会議やセミナーに、今まで以上に活用していただけるものと思います。20周年を機に、ネイチャーポジティブの実現に向けたさらなる貢献が求められるNECTAの、新たな活動拠点としてふさわしいものとなったと思います。

（企画運営委員長 神田 修二）

## 6. 協会活動報告 （令和6年10月1日～12月31日）

### 【委員会活動】

#### <企画運営委員会>

- ・令和6年度第7回/令和6年10月8日 令和6年度通常総会、事務所移転に伴う経費、20周年記念事業について
- ・令和6年度第8回/令和6年11月19日 新年挨拶回り、環境省との意見交換会、第2回理事会、20周年記念事業、第8回CoNECT2025について
- ・令和6年度第9回/令和6年12月9日 新年挨拶回り、環境省との意見交換会、20周年記念事業について

#### <事業委員会>

- ・事業委員会開催/令和6年10月30日
- ・秋の野外セミナー開催 東山の森視察/令和6年11月20日

#### <広報委員会>

- ・NECTA NEWS 第82号/令和6年10月15日発行
- ・令和5年度事業報告のWebサイトへの掲載
- ・名簿、パンフレットの改訂
- ・Webサイトの更新

#### <研究委員会>

- ・令和6年度第4回研究委員会/令和6年11月5日 各研究会の近況報告、令和6年度技術セミナーについて
- ・令和6年度第5回研究委員会/令和6年12月5日 各研究会の近況報告、20周年記念シンポジウムでの発表について、令和6年度技術セミナーについて

### 【研究会活動】

#### <生物多様性技術研究会>

- ・令和6年10月29日 生物多様性の保全や活用手法のスケールと被らないことを意識した「庭からはじまる生物多様性」で目指すボトムアップによる手法のためには、地域の人々の行動変容が必要だが、NECTAとして何ができるのか踏まえ、今後議論することになった。令和6年12月9日も開催。

#### <自然とのふれあい技術研究会>

- ・令和6年10月17日 話題提供：施設の長寿命化について①GRP素材の事例紹介（株式会社コムテック）②長寿命化を図る技術（札幌斎藤木材株式会社）
- ・令和6年12月10日 話題提供：①木材・プラスチック再生複合材(WPRC)循環型木質建材の事業化～木材工業製品としてのエコMウッド～（株式会社エコウッド 代表取締役会長 石本康治、顧問 渡邊厚）②自然公園におけるラスコジャパンの最新開発動向 FFU製人道橋、レキ交じり地盤対応基礎工法、ドローン運搬について（株式会社ラスコジャパン 関口隼紀）

#### <自然再生技術研究会>

- ・令和6年11月14～15日 三方五湖で実施された自然再生協議会全国会議に参加。会議後、事務局による事後アンケートにNECTAからの質問を10問追加させて頂いた。

## 7. お知らせ・イベント情報

### ■令和6年度「環境省とNECTAの意見交換会」 （新春特別セミナー）

#### <開催内容>

- ・日時：令和7年1月28日（火）15:00～17:00
- ・形式：NECTA会議室及びWebexによるリモート会議併用方式
- ・概要：（一社）自然環境共生技術協会では、例年、環境省からの新年度自然環境施策の重点とそれを踏まえた主要予算のご説明及び環境省担当官とNECTA会員との意見交換を通じ、自然環境行政の動向の共有と新年度からの事業の円滑な実施を願って参りました。本年は「新春特別セミナー」として、上記趣旨に基づき「環境省とNECTAの意見交換会」を開催いたします。今後の官民協働を進める上でとても重要な会合ですので、会員の皆様の多数のご参加をお願いいたします。
- ・参加申込：タイトルを「意見交換会の参加」としていただき、氏名、所属、電話番号、メールアドレス（必須）を記載のう

え、1月23日（木）までに（一社）自然環境共生技術協会（NECTA）事務局 e-mail [necta-1@necta.jp](mailto:necta-1@necta.jp)までメールにてお申し込みください。

### ■令和6年 第3回技術セミナーのご案内

「長距離自然歩道の今とこれから」

<開催内容>

- ・（仮）「長距離自然歩道におけるリバイバルプランについて」（講演者：佐々木真二郎氏 環境省 自然環境局 国立公園利用推進室長）
- ・（仮）「みちのく潮風トレイルにおける管理運営の実際と課題」（講演者：相澤久美氏 認定NPO法人みちのくトレイルクラブ事務局長・常務理事）
- ・総合ディスカッション

<開催概要>

- ・日時：令和7年1月20日（月）15時～17時
- ・場所：（一社）自然環境共生技術協会 会議室  
東京都中央区人形町3-11-2レコルテ85ビル4階  
電話：03-6280-3722
- ・開催方法：オンライン配信（上限100名）  
当日の質問等はチャットで受け付けます。
- ・参加費：無料（事前申込必要）

<登録方法>

- ・参加申込：（一社）自然環境共生技術協会（NECTA）事務局  
e-mail [necta-1@necta.jp](mailto:necta-1@necta.jp)  
※上記メールアドレスに登録事項（ご氏名、ご所属、電話番号、メールアドレス）を記載の上、1月15日までに  
お申込下さい。

### ■20周年記念事業の開催予定

一般社団法人自然環境共生技術協会の20周年記念事業について、令和7年5月27日（火）14：30より航空会館にて予定しています。

詳細が決まりましたら、NECTA ホームページ (<https://www.necta.jp/>) に掲載いたしますので、奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

### ■第8回自然環境共生技術研究会（CoNECT2025）の開催予定

自然環境行政に携わる環境省職員および関連事業に従事する民間企業の技術者が一堂に会し、各々が有する技術や情報の共有を通して、より実効性の高い自然環境共生技術を探求する場として、今年も環境省自然環境局と一般社団法人自然環境共生技術協会（NECTA）

の共催で「自然環境共生技術研究会（CoNECT2025）」の開催を予定しています。

開催日は令和7年6月26日（木）～27日（金）、会場はTKP新橋カンファレンスセンター、特定テーマは「野生生物」（講師：石井実先生）を予定しています。

詳細が決まりましたら、NECTA ホームページ (<https://www.necta.jp/>) に掲載いたしますので、奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

### ■NECTA事務所の移転の報告

総会でご報告させていただいたとおり、八丁堀スクエアビルの建替えに伴い、11月16日に事務所を移転いたしました。事務所の移転先は下記のとおりとなり、旧事務所と同じ中央区内で、人形町駅近傍のビルとなります。

- ・新事務所住所  
〒103-0013  
東京都中央区日本橋人形町3-11-2  
レコルテ85ビル4F
- ・電話番号  
03-6280-3722（変更なし）



### ■NECTA会員名簿・パンフ改訂のお知らせ

会員の皆様のご協力により、NECTA会員名簿（令和6年版）ができました。冊子はすでに各会員のお手元に届いているはずですが、ホームページでもご覧になれます。

<https://www.necta.jp/members/>

またNECTA紹介のパンフレット（令和6年12月現在）も改訂版ができました。会員一覧、役員の更新、新所在地の掲載のほか、表紙、レイアウトを一新しました。同じくホームページでもご覧になれます。

<https://www.necta.jp/information/pdf/pamph202412.pdf>

NECTAの紹介はもとより、会社紹介等にも積極的にご活用ください。



## 8. 会員からのお知らせコーナー

NECTA NEWSでは、「会員からのお知らせコーナー」への寄稿を募集しております。本コーナーでは、会員各社の技術情報や研究成果等を掲載しております。

ご要望がございましたら、まずはNECTA事務局へご連絡頂けると幸いです。

### 《編集後記》

新年あけましておめでとうございます。広報委員として83号の幹事を務めさせて頂きました日本工営株式会社の城本です。

まずは、巻頭言に寄稿頂いた黒崎NECTA副会長をはじめ、寄稿頂いた皆様には感謝申し上げます。

本号では、前号にて予告しておりました令和6年度通常総会における特別講演会の内容について紹介いたしました。次号では、NECTA20周年記念事業や第8回自然環境共生技術研究会（CoNECT）についての詳細を報告できる予定です。是非ご期待くださいませ。

また、11月16日にはNECTAの事務所の移転が行われました。各種会議やセミナーなどでもこれまで以上に使い勝手の良い環境が整備されておりますので、会員の皆様にもご活用いただければ幸いです。

（広報委員 城本 太郎）